

# 嘉麻市議会本会議資料

(人勧等に伴う人件費関係)

(資料内容)

## ○議案資料

(議案第97号関係)

- ・嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例(概要) P 1・P 2
- ・令和7年度人事院勧告による影響額  
(市長、副市長、教育長及び議員) P 3

## ○補正予算資料

(議案第98号、第99号、第100号、第101号、  
第102号及び第103号関係)

- ・補正予算(水道事業会計を除く全会計人件費)  
※補正予算内訳分 P 4
- ・補正予算(水道事業会計を除く全会計人件費)  
人事院勧告分  
※補正予算内訳分の各会計内訳 P 5
- ・補正予算(水道事業会計を除く全会計人件費)  
人事異動等調整分  
※補正予算内訳分の各会計内訳 P 6
- ・補正予算(水道事業会計)  
※補正予算内訳分 P 7

嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（概要）

条例名	令和7年度（遡及）適用・施行				令和8年度施行（第10条除く）			
	条番号	改正内容	改正根拠等	具体的内容	条番号	改正内容	改正根拠等	具体的内容
嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例	第1条	通勤手当の改正 (第13条部分)	一般職の職員の給与に関する法律の一部改正	現行の「60 km以上」までの距離区分に応じて200円から7,100円までの幅で引上げ	第2条	通勤手当の改正 (第13条部分)	一般職の職員の給与に関する法律の一部改正	距離区分に「65 km以上から100 km以上までの区分（5 km刻み）を新設（上限66,400円）
		期末手当率の改正 (第24条部分)		12月支給率 <u>1.25月分⇒1.275月分</u> へ0.025月分引上げ（再任用職員は <u>0.70月⇒0.725月</u> へ0.025月分引上げ） ※年間支給率 2.50月分⇒2.525月分（再任用職員は1.40月分⇒1.425月分）		期末手当率の改正 (第24条部分)		<u>6月支給分及び12月支給分それぞれについて、1.2625月分</u> に改正（再任用職員は0.7125月分に改正）
		勤勉手当率の改正 (第27条部分)		12月支給分 <u>1.05月分⇒1.075月分</u> へ0.025月分引上げ（再任用職員は <u>0.50月⇒0.525月</u> へ0.025月分引上げ） ※年間支給率 2.10月分⇒2.125月分（再任用職員は1.00月分⇒1.025月分）		勤勉手当率の改正 (第27条部分)		<u>6月支給分及び12月支給分それぞれについて、1.0625月分</u> に改正（再任用職員は0.5125月分に改正）
		給料表の改正 (別表部分)		給料表の全部改正（再任用含む）				
嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	第3条	議員の期末手当率の改正 (第9条部分)	特別職の職員の給与に関する法律の一部改正	12月支給分 <u>1.725月分⇒1.775月分</u> へ0.05月分引上げ ※年間支給率を3.45月分⇒3.50月分	第4条	議員の期末手当率の改正 (第9条部分)	特別職の職員の給与に関する法律の一部改正	<u>6月支給分及び12月支給分それぞれについて、1.75月分</u> に改正
嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例	第5条	市長、副市長及び教育長の期末手当率の改正 (第2条部分)			第6条	市長、副市長及び教育長の期末手当率の改正 (第2条部分)		

嘉麻市会計年度任用 職員の給与、費用弁 償及び旅費に関する 条例	第7条	期末手当の読み替 え規定の改正 (第13条部分)	嘉麻市一般職 の職員の給与 に関する条例	一般職の職員の期末手当支給率の改正に 伴う読み替え規定の改正	第8条	期末手当の読み替 え規定の改正 (第13条部分)	嘉麻市一般職 の職員の給与 に関する条例	一般職の職員の期末手当支給率の改正 に伴う読み替え規定の改正
		給与の遡及等 (第17条部分)		会計年度任用職員の給与の遡及等につい て、一般職の職員の取扱いに準じる改正				
嘉麻市立小学校、中 学校及び義務教育学 校教育職員の給与等 に関する条例	第9条	給料表の改正 (別表部分)	福岡県	給料表の全部改正	第10条	教職調整額の改正 【R8.1.1 施行】	福岡県	給料月額の100分の4を100分の 10に改正 ※毎年1%定率で引き上げていく経過 措置あり

令和7年度 人事院勧告による影響額（嘉麻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

条例名	令和7年度 施行・適用				影響額（円）
	条番号	改正内容	改正根拠等	具体的内容	
嘉麻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	第3条	議員の期末手当率の改正（第9条部分）	特別職の職員の給与に関する法律の一部改正	1 2月支給分 1.725月分⇒1.775月分へ <b>0.05月分引き上げ</b>	(報酬) (役職加算) 議 長 432,000円 × 1.2 × 0.05月 = 25,920円…① 副議長 389,000円 × 1.2 × 0.05月 = 23,340円…② 議 員 370,000円 × 1.2 × 0.05月 = 22,200円…③ <b>合計 (①+②+③) × 14人 360,060円…(A)</b>
嘉麻市職員の特別職の給与等に関する支給条例	第5条	市長、副市長及び教育長の期末手当率の改正（第2条部分）		※年間支給率を 3.45月分⇒3.50月分 令和7年度は1 2月支給分で率を調整 (6月既支給分 1.725月分)	(給料) (役職加算) 市 長 765,000円 × 1.2 × 0.05月 = 45,900円…④ 副市長 619,200円 × 1.2 × 0.05月 = 37,152円…⑤ 教育長 576,600円 × 1.2 × 0.05月 = 34,596円…⑥ <b>合計 (④+⑤+⑥) 117,648円…(B)</b>

総計 (A)+(B) = 477,708円

## 令和7年12月 補正予算(水道事業会計を除く全会計)

議案第98号関係、議案第99号関係、議案第100号関係、議案第101号関係、議案第102号関係

単位:千円

名称	当初予算額	補正後予算額	A+B 補正予算額	A 人事院勧告	B 人事異動等調整
会計年度任用職員報酬	618,471	631,422	12,951	12,951	-
特別職給料	23,531	23,301	△ 230	0	△ 230
一般職給料	1,622,574	1,619,479	△ 3,095	53,856	△ 56,951
扶養手当	37,134	38,762	1,628	0	1,628
地域手当	34,061	35,376	1,315	1,127	188
住居手当	24,851	23,337	△ 1,514	0	△ 1,514
通勤手当	26,408	25,722	△ 686	628	△ 1,314
通勤手当 (会計年度任用職員)	21,434	21,570	136	136	-
義務教育等教員特別手当	389	331	△ 58	0	△ 58
特殊勤務手当	259	534	275	0	275
時間外勤務手当	83,081	121,957	38,876	2,478	36,398
管理職員特別勤務手当	100	425	325	0	325
管理職手当	31,428	33,654	2,226	0	2,226
特別職期末手当	8,119	8,236	117	117	0
期末勤勉手当	689,099	692,059	2,960	26,978	△ 24,018
期末勤勉手当 (会計年度任用職員)	103,745	104,214	469	469	-
児童手当	27,180	26,550	△ 630	0	△ 630
特別職共済組合	5,368	6,504	1,136	17	1,119
共済組合負担金	533,396	521,672	△ 11,724	7,971	△ 19,695
共済組合負担金等 (会計年度任用職員)	0	0	0	0	-
特別職退職手当負担金	7,060	7,060	0	0	0
退職手当組合負担金	226,629	248,924	22,295	6,225	16,070
正規職員等 計	3,380,667	3,433,883	53,216	99,397	△ 46,181
会計年度任用職員 計	743,650	757,206	13,556	13,556	-
合計	4,124,317	4,191,089	66,772	112,953	△ 46,181

※人事院勧告は、人事院勧告に準ずる給与改定です。(A)

※人事異動等調整は、人事異動による変動及び当初予算で見込んでいました育児休業者・病気休職者・退職職員等の増減見込みにより調整するものです。(B)

※時間外勤務手当は、当初予算では、給料の5%で計上していましたが、令和7年4月～令和7年10月の実績及び令和7年11月～令和8年3月の見込み額により増額するものです。

※管理職特別勤務手当は、令和7年4月～令和7年10月までの実績及び令和7年11月～令和8年3月の見込み額により増額するものです。

※共済組合負担金、退職手当負担金は昇給等の影響により差額が発生したもの、また、職員変動分を増減するものです。

## 令和7年12月 補正予算(水道事業会計を除く全会計) 人事院勧告分

議案第98号関係、議案第99号関係、議案第100号関係、議案第101号関係、議案第102号関係

単位:千円

名称	議案第98号関係	議案第99号関係	議案第100号関係	議案第101号関係	議案第102号関係	人事院勧告 正:390人 会:266人
	一般会計 正:365人 会:237人	国保会計 正:6人 会:3人	後期会計 正:3人 会:9人	住宅新築資金等 正:3人 会:1人	介護会計 正:13人 会:16人	
会計年度任用職員報酬	12,918	0	0	33	0	12,951
特別職給料	0	0	0	0	0	0
一般職給料	50,233	851	432	448	1,892	53,856
扶養手当	0	0	0	0	0	0
地域手当	1,054	17	9	9	38	1,127
住居手当	0	0	0	0	0	0
通勤手当	587	0	8	0	33	628
通勤手当 (会計年度任用職員)	119	4	0	0	13	136
義務教育等教員特別手当	0	0	0	0	0	0
特殊勤務手当	0	0	0	0	0	0
時間外勤務手当	2,290	92	6	0	90	2,478
管理職員特別勤務手当	0	0	0	0	0	0
管理職手当	0	0	0	0	0	0
特別職期末手当	117	0	0	0	0	117
期末勤勉手当	25,193	403	234	234	914	26,978
期末勤勉手当 (会計年度任用職員)	468	0	0	1	0	469
児童手当	0	0	0	0	0	0
特別職共済組合	17	0	0	0	0	17
共済組合負担金	7,432	122	71	71	275	7,971
共済組合負担金等 (会計年度任用職員)	0	0	0	0	0	0
退職手当組合負担金	5,788	104	52	54	227	6,225
正規職員等 計	92,711	1,589	812	816	3,469	99,397
会計年度任用職員 計	13,505	4	0	34	13	13,556
合計	106,216	1,593	812	850	3,482	112,953

※人事院勧告は、人事院が国に対して勧告した内容に準ずる給与改定です。

※名称の各会計中、「正」は正規職員等を、「会」は会計年度任用職員の人数を指します。

## 令和7年12月 補正予算(水道事業会計を除く全会計) 人事異動等調整分

議案第98号関係、議案第99号関係、議案第100号関係、議案第101号関係、議案第102号関係

単位:千円

名称	議案第98号関係	議案第99号関係	議案第100号関係	議案第101号関係	議案第102号関係	人事異動等 調整分 正:390人 会:266人
	一般会計 正:365人 会:237人	国保会計 正:6人 会:3人	後期会計 正:3人 会:9人	住宅新築資金等 正:3人 会:1人	介護会計 正:13人 会:16人	
特別職給料	△ 230	0	0	0	0	△ 230
一般職給料	△ 55,647	△ 19	△ 268	△ 138	△ 879	△ 56,951
扶養手当	1,886	△ 363	62	△ 144	187	1,628
地域手当	228	△ 8	△ 12	△ 6	△ 14	188
住居手当	△ 1,170	△ 324	0	0	△ 20	△ 1,514
通勤手当	△ 1,353	△ 21	△ 35	0	95	△ 1,314
義務教育等教員特別手当	△ 58	0	0	0	0	△ 58
特殊勤務手当	275	0	0	0	0	275
時間外勤務手当	32,024	2,418	△ 464	△ 467	2,887	36,398
管理職員特別勤務手当	325	0	0	0	0	325
管理職手当	2,598	0	△ 372	0	0	2,226
特別職期末手当	0	0	0	0	0	0
期末勤勉手当	△ 22,762	53	△ 82	△ 68	△ 1,159	△ 24,018
児童手当	△ 430	△ 200	0	△ 100	100	△ 630
特別職共済組合	1,119	0	0	0	0	1,119
共済組合負担金	△ 18,358	△ 198	△ 300	△ 136	△ 703	△ 19,695
退職手当組合負担金	16,199	17	△ 32	△ 17	△ 97	16,070
合計	△ 45,354	1,355	△ 1,503	△ 1,076	397	△ 46,181

※人事異動等調整は、人事異動による変動及び当初予算で見込んでいました育児休業者・病気休職者・退職職員等の増減見込みにより調整するものです。

※時間外勤務手当は、当初予算では給料の5%で計上していましたが、令和7年4月～令和7年10月の実績及び令和7年11月～令和8年3月の見込み額により増額するものです。

※管理職特別勤務手当は、令和7年4月～令和7年10月までの実績及び令和7年11月～令和8年3月の見込み額により増額するものです。

※共済組合負担金、退職手当負担金は昇給等の影響により差額が発生したものの、また、職員変動分を増減するものです。

# 令和7年12月 補正予算(水道事業会計)

議案第103号関係

単位:千円

名称	当初予算額	補正後予算額	A+B 補正予算額	A 人事院勧告	B 人事異動等調整
会計年度任用職員報酬	53,497	54,987	1,490	1,490	0
特別職給料	0	0	0	0	0
一般職給料	49,755	55,405	5,650	1,821	3,829
扶養手当	1,518	1,242	△ 276	0	△ 276
地域手当	1,038	1,153	115	36	79
住居手当	930	1,008	78	0	78
通勤手当	544	663	119	8	111
通勤手当 (会計年度任用職員)	1,013	1,013	0	0	0
義務教育等教員特別手当	0	0	0	0	0
特殊勤務手当	0	0	0	0	0
時間外勤務手当	2,240	4,552	2,312	115	2,197
管理職員特別勤務手当	0	0	0	0	0
管理職手当	492	864	372	0	372
特別職期末手当	0	0	0	0	0
期末勤勉手当	14,153	16,535	2,382	931	1,451
期末勤勉手当 (会計年度任用職員)	7,367	7,456	89	88	1
児童手当	990	560	△ 430	0	△ 430
特別職共済組合	0	0	0	0	0
共済組合負担金	15,043	16,044	1,001	274	727
特別職退職手当負担金	0	0	0	0	0
公務災害補償基金負担金	146	146	0	0	0
職員厚生会負担金	201	224	23	0	23
退職手当組合負担金	5,973	6,497	524	206	318
合計	154,900	168,349	13,449	4,969	8,480

※人事院勧告は、人事院勧告に準ずる給与改定です。(A)

※人事異動等調整は、人事異動等による変動の減額見込みにより調整するものです。

※時間外勤務手当は、令和7年4月～令和7年10月の実績及び令和7年11月～令和8年3月の見込み額により増額するものです。